

佐賀県規則第19号

佐賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

佐賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成29年佐賀県条例第16号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成30年4月1日とする。